

立川市生産緑地地区に係る開発行為による道路設置の取扱基準

(目的)

第1条 この基準は、生産緑地地区内において開発行為により設置する道路を生産緑地法（昭和49年法律第68号。以下「法」という。）第2条第2号に掲げる公共施設等として取り扱い、その敷地となる部分の生産緑地を開発行為の区域に含めることについて必要な事項を定めることを目的とする。

(道路の要件)

第2条 敷地となる部分の生産緑地を開発行為の区域に含めることができる道路は、次の各号に掲げる要件に該当するものとする。

(1) 位置及び形状について市と十分協議し、生産緑地以外の区域において道路設置の可能性がないなど、生産緑地地区に道路設置することが真にやむをえないという客観的理由が認められること。

(2) 将来、道路が市に帰属することが確実であること（都市計画法第32条第1項に規定する同意の際の公共施設等管理区分一覧表の管理者と帰属区分がすべて立川市であること及び敷地となる部分に抵当権等の所有権以外の権利が存在しないこと。）。

(3) 立川市道路線認定等取扱要綱（平成16年4月1日市長決定）第3条に規定する以下の認定条件を満たすこと。

ア 路線が道路法（昭和27年法律第180号）第3条に規定する道路（以下「公道」という。）と系統的になり、一般交通に必要と認められること。

イ 路線の起点及び終点が公道に接続し、又は路線の一端が公道に接続し、かつ、他の一端が公共施設に接続していること。

ウ 道路の幅員が4メートル以上であること。

エ 道路の交会箇所は、底辺2メートル以上のすみ切りがあること。

(4) 開発行為の区域に生産緑地を要する面積は必要最小限とし、生産緑地地区を分断することがないこと。

(5) 残地となる生産緑地地区が、法第3条に掲げる面積指定要件を下らないこと（一団で300平方メートル以上の規模の区域であること。）。

2 前項に掲げるもののうち同項第4号及び第5号については、市が指定する範囲
においては、この限りでない。

附 則

この基準は、平成18年8月10日から施行する。

附 則

この基準は、平成29年12月21日から施行する。